

東村山税務署からのお知らせ

消費税の軽減税率制度説明会のご案内

小平商工会と東村山税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

うちは食料品を扱っていないけど、「軽減税率」って関係あるの？

消費税の軽減税率制度は、本年10月1日からの消費税率の10%への引き上げと同時に実施されます。取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理の他、商品の価格設定や価格表示方法など、軽減税率制度の実施に向けた準備が必要となります。

そのほか、平成35年(2023年)10月1日から、仕入税額控除については「適格請求書等保存方式」が導入され、適格請求書などの保存が要件となるため、取引先から適格請求書の発行が求められることとなります。この適格請求書の発行のためには「受発注システム」の改修や「複数税率対応レジ」などの導入が必要となります。

これらの改修や導入に当たっての、事業者支援の「軽減税率対策補助金」申請期限は本年9月までとなっています。

今後、適格請求書などの発行が必要となるため、軽減税率対象品目の取扱いがある事業者の方だけでなく、軽減税率の対象品目の売上がない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者の方も含む、全ての事業者に関係する改正となります。

開催日時

平成31年5月29日(水) 14時00分～16時00分

受付開始 13時30分～

場 所

小平市役所 6階 大会議室 (小平市小川町2-1333)

駐車場等は限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

問合せ先

小平商工会 電話042-344-2311

東村山税務署 法人課税第1部門 電話042-394-6811

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。